## 一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局 自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年9月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	輝岩商事株式会社(法人番号:2030001098062) 代表者 杜 岩
(3)事業者及び当該行政処分等 に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県野田市なみき4-12-20 (野田営業所) 千葉県野田市なみき4-12-20
(4) 行政処分等の内容	処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6) 違反行為の概要	令和6年7月9日、定期的な監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1)、(2)疾病のおそれのある運行の業務(運輸規則第21条第5項)、(3)点呼の記録の記載事項の不備(運輸規則第24条第5項)、(4)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(6)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点
	当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

## 一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局 自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年9月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社昭平交通(法人番号:4040002057568) 代表者 田中 守
(3)事業者及び当該行政処分等 に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県印西市吉田1713-3 (岩戸営業所) 千葉県印西市岩戸3629-2
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年7月10日及び令和6年7月18日、定期的な監査を 実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵 守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」) 第21条第1項)、(2)点呼状況の録音及び録画記録義務違反 (運輸規則第24条第6項)、(3)運転者に対する指導監督義 務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点
	当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

## 一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局 自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年9月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社グリーンセレモニー(法人番号:4030001074615) 代表者 境 亮一
(3)事業者及び当該行政処分等 に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県川口市本蓮2-22-9 (本社営業所) 埼玉県川口市本蓮2-22-9
(4) 行政処分等の内容	処分日車数5日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業 者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第45条
(6) 違反行為の概要	令和6年6月21日及び令和6年7月11日、定期的な監査を 実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導 監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸 規則」)第38条第1項)、(2)定期点検整備等の未実施(運輸 規則第45条)、(3)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点
	当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)